平成30年度第３回　大阪府青少年健全育成審議会特別部会　議事概要

■日　時　　平成30年８月15日（水）午後２時～５時10分

■場　所　　大阪府庁本館５階　議会会議室１

■出席者　　大西委員、角野委員、松風委員、曽我部委員、園田委員（部会長）

竹内委員、八山委員（五十音順）

■内　容

事務局　　ただいまから、平成30年度第３回大阪府青少年健全育成審議会特別部会を開催させていただきます。委員の皆様方には、お盆休みの大変暑い中、ご足労いただき有難うございます。私は、司会を務めます、大阪府青少年課の髙平でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日、ご出席の特別部会の委員は７名中、７名の出席をいただいておりますので、大阪府青少年健全育成審議会規則第５条第２項の規定により、会議は成立しておりますことをご報告いたします。（本日の配布資料の確認）

本日は、青少年ネット利用環境整備協議会から講師をお招きして、SNS上の青少年の性的搾取の実態についてお話をいただきます。遠いところお越しいただき有難うございます。なお、本部会は基本的には公開ですが、本日の議題（２）のなかで、大阪府情報公開条例第８条及び第９条の規定に該当する情報について審議することから、非公開とさせていただきます。

それでは、次第によりまして議事を進行してまいりたいと存じます。この後の進行につきましては、園田部会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いします。

部会長　　はい、よろしくお願いします。前回は、児童ポルノ禁止法と自画撮りの関係を整理するために、類型ごとに論点を洗い出す意見交換を行いまして、やはり問題になるのは、「大人対児童」の場合かと思います。これについては、もう少し整理しまして、次回以降に議論を深めたいと思います。

今日は、「被害に遭わないための対策」と併せて、最初に問題提起のありました「児童からの自発的な働きかけ」に対して、どのような対策が有効かという点について議論を深めるために、まずは実態から把握していこうという趣旨で、事業者の自主規制団体にお話をいただきたいと思います。また、この分野で専門的に活躍されている竹内委員にも色々とお話をいただきたいので、この後の進行については、竹内委員にお願いしたいと思いますが、よろしいですか。（異議なし）

委　員　　はい。よろしくお願いします。では早速、SNS上の実態について、事業者からご講演いただきたいと思います。この協議会には私も参画しておりますが、青少年の被害防止の取組を強化するため、昨年７月に業界の自主規制団体として設立されました。では、青少年ネット利用環境整備協議会の藤川様よろしくお願いします。

協議会　　ただいまご紹介いただきました青少年ネット利用環境整備協議会から参りました藤川と申します。よろしくお願いいたします。

まず私どもの協議会ですが、児童が安心安全に利用できるインターネット環境を目指してコミュニティサイトに起因する児童被害防止の取組を業界全体で推進するため、昨年7月に設立しております。私どもは、いわゆるコンテンツプロバイダの集まりでございまして、幹事社は６社で参加企業は資料のとおりですが、こういった企業の方と活動していくというものです。協力官公庁として警察庁にご協力いただいております。

まず、本日はネット上の子供達のリスクと対策についてお話させていただきますが、スライド３をご覧ください。OECDが2012年にオンライン上の子供達のリスクを分類してまとめたものです。二段目に三つ大きな四角囲みがありますが、一番左側が「インターネットテクノロジーリスク」といったいわゆるネット情報特有のリスク、真ん中が「いわゆる消費者のリスク」で、一番右は「いわゆる個人情報であったり、セキュリティ上のリスク」となります。

本日のお話に関しては一番左側のインターネット上の特有のリスクということになりますが、その下にあるのがいわゆるコンテンツリスクと呼ばれるもの。情報自体が有害もしくは違法といった情報に関するリスク、その右側の「コンタクトリスク」と言ってネット上で人と人が接触することによって起きるリスクということです。いわゆる性的搾取という部分に関しては、この「コンタクトリスク」という部分、人と人が接触するところに起因して起きるリスクと考えています。こういうリスクが様々ありますが、本日はここの部分をお話しさせていただくということで一旦整理させていただきました。

そこで、自画撮り被害の内容をチャート的に整理しています。いわゆる「自画撮り」がどういった経緯又は理由で発生するのかという点についてですが、先ほど冒頭に自発的というところがあったかと思いますが、自画撮りに関してはまず「他者から要求を受ける場合」と「自発的に起きる場合」と二通りあると整理しています。次に、相手が誰なのかということになるのですが、相手に関しては三通り、一番目が「面識がなくて１対１で起きる場合」、二番目が「知り合いで起きる場合」、三番目が「面識がなくて不特定多数を相手に起きる場合」という三つの種類の相手がいると思っています。

この相手に対して一番上の面識なしの場合ですが、よくある理由としては、騙し、脅し若しくは見返り（利益供与）、こういった理由が考えられます。どのように子供達が騙されたり脅されたりしているかについては、よくあるケースとしては掲示板だったりチャットルーム、そこで子供と大人がまず接触します。この場合に相手が大人とわかっているかどうかは別として、子供といわゆる被疑者が接触して、何かしら相談とか日常的な話をどんどんやり取りして仲良くなっていくわけです。その中で、例えば子供が友達の悪口を言ったり、今日の話している時間帯に学校さぼっていたり、そういう自分の日常的なことをちょっとずつ話してしまう。その中で自分（子供）のパーソナルな情報がどんどん伝えられていってしまいます。

結果として、何が起きるかというといきなり例えば被疑者が子供に下着の写真を送って欲しいという要求を始めるケースがあると聞いています。それで、子供は何の懸念もなく下着の写真を送るかというとそうでもないです。ではどのように送らせるかというと先ほどあったように日常的な話の中で相手の弱みになるようなこと、例えばその子が友達の悪口を言っていたりだとか今日学校休んでるとか。それらをバラすぞと脅されるケースがあるそうです。これ普通に考えるとそれぐらいで送るのかと思うのですが、子供達にとってみたら割と重要な問題なのです。友達の悪口言ってることをバラされたくない、もしくは今日学校休んでいることを親にばらされたくない。その情報をネット上に拡散されては困るので、結果として下着の写真を送ってしまう。そうすると、どんどん要求がエスカレートして、次の要求が出てきてしまう。そうなると今度はその写真を拡散するぞと脅されるということがあると聞いています。これらは、割と少なくない事例だと考えています。

次の「見返り」に関しては、何かしらの形で見返りを渡す、例えばお金かもしれないし、ネット上のアイテムだったりというケースがあるということ。これに関しても結局、次の要求につながっていくと考えられます。次に、「知り合い」で性的な画像を送るという場合は、相手が誰なのかというと交際相手が当然考えられます。交際しているから問題ないのかというと、結局交際も終わるかもしれないし、終わり方も何かしらの遺恨が残る場合もあるということで、リベンジポルノに繋がっていく可能性があるということです。交際が終わらなくても何かしらの失敗で画像が漏えいしてしまうケースも今までありました。例えば送信相手を間違ってしまうということも当然漏えいの一つの要因だと思います。

次に、「自発的」な分類を見ていきますが、自発的に送信しているケースもやはり多数あると思っています。そうした場合に相手でよくあるのが、性的な情報をどこかの掲示板に載せてしまう場合が多いので、相手は「面識なしで不特定多数」ということになります。子供達は、これをどうして載せてしまうのかというと、いわゆる承認欲求と整理したらわかりやすいかと思います。いわゆるネット上の「いいね」だとか「フォロー」だとか、そういうことを求めるが故に、承認欲求ですね、もっと掲示板等に自分で載せてしまう。では、このときにリスクとはどういうことなのかというと、自発的に自分の顔まで載せて公開している人はほとんどいないです。基本的にはわからないようにして載せているのですが、ネット上のあらゆる人が見ているので、特に若干悪意を持って興味関心を持って見ている人にとっては、その個人を特定しようといろんな情報を集めます。

断片的な情報でもいろいろ繋ぎ合わせていくと個人が特定できてしまう可能性が非常に高いです。結果として一番右下（スライド４）にあるように個人が特定されて、ネット上でよく「身バレ」などと言われていますが、そういうことが起きます。個人が特定されると当然、要求がエスカレートしていったり、拡散という状況に繋がっていくことになります。改めてですが、一番右側に整理していますが、こういうリスク、ケースは非公開領域で起きるケースと掲示板等の公開領域で起きるケースがあります。

次のスライド５に「自画撮りまとめサイト」と表現してみましたが、真ん中のところに網がけした「露出した画像」とありますが、実際の画像は載せられませんのでこういう表現にしています。まず申し上げたいことは、私はインターネット上の青少年保護という仕事に10年ほど携わっておりますが、10年前も児童ポルノというものは存在していました。以前は探して見つかるということもありましたが、簡単に見つかるものではなかったです。ただここ数年に関しては見つけようと思えばすぐ見つけられる状態です。正直申し上げて5分もあれば見つけられる状態だと思っています。よくある見つけ方ですが、「まとめサイト」というものが存在していて、非常にきちっと時間かけてまとめられていると思いますが、ある特定の人が多数の画像を見つけてきて載せるという作業ではなくて、基本的にはリンクを貼っていくような状態になります。ですので、このまとめサイト（スライド５）を見ていただくと、真ん中ちょっと下ぐらいで15分前、24分前とありますが、15分前にアップされた画像ですということを表現しています。このように数十分の間に新しい「自画撮りまとめサイト」という形でまとめられているケースが複数ございます。あと、この図からわかるように、この画像の下にいくつか個人情報があります。例えばJCとあるのは、想像するに女子中学生、JKは女子高校生などという形で年齢を表現されているケースが多数あるということ、加えて下のコメントにあるように、割と何と言いますか、ライトな感じでこういう画像が掲載されているということです。このまとめサイトからわかることは、こういう露出した画像が子供達のすぐ目の前にある、そういう現状があるということを知っていただきたいと思います。

次に、より細かく見ていただきたいのですが、子供をあおるような状況がネット上でどのように行われているのか、これは公開領域の中で行われていますが、例えばスライド６の左上にあるように「エマさん、JC」という人が何かしらの形で露出した画像を掲載している。これ説明をつけましたが、例えばシャツをまくり上げ胸が下半分露出した画像と想像いただきたいのですが、この画像に対して色んなコメントがついていきます。それが資料の右側になりますが、例えば「かわいい、エロすぎ、もうちょっと上に上げて～」とか。それに対してエマさんは「上にあげたら見えちゃう～」と答えている。ただ、割とライトなので「笑い」などというアイコンがついたりします。その後も直接的に「何カップ？」と聞いたり「乳首見せて」などとあおっていく。こういった状況が公開領域で行われているということになります。これ実際、私が確認した例でございます。

次に、非公開領域です。これはやはり私が調査したものです。非公開領域というのは個人と個人がチャット等で会話するということになるので、調査するときにはアカウントを作って調査します。利用者登録をするのですが、自分が女性で東京都に居住していて15歳とアカウントを設定してどんなメッセージが来るか待ってみました。

そうすると30分もしないうちに多数のメッセージがきました。何を言ってくるかというと例えばスライド７の右側にある「太郎」の例ですが、「会って経験しない？」などと言ってくるわけです。相手の年齢がわからないのでわざと「いくつですか？」と聞いたら「34歳、若い子が好き」という返事。それで私が「中学生ですよ」と返すと「優しくするよ」と、当たり前のように包み隠さずいろんなことを言ってくるということがありました。これは当然サービスの場の特性でもあるのですが、こういうふうに設定すると大人が接触してくるということがわかりました。当然、大人の方でもこちらは子供だとわかっていて誘ってきていると思います。

ここで、コンテンツプロバイダーで何ができるのかということですが、先ほどあったチャットルームに関しては、いわゆるメッセージの監視と整理しています。この「メッセージの監視」ですが、総務省で平成22年5月に提言がありました。このメッセージに関してはいろんな言葉が使われているのですが、総務省では「ミニメール」という言葉で整理がされています。このミニメールの内容確認ということですが、SNSサイト内でのメッセージ交換に関して三つの項目がございます。一つ目がミニメールの内容は通信の秘密に該当するということ。ミニメールの内容を確認することは通信の秘密に該当するということですので、憲法上の権利に抵触する恐れがあるということです。しかし、CGM運営者が内容確認を行うことについて、通信当事者たる利用者から有効な同意がある場合には実施可能と。要は、メッセージの受信者、送信者から、これは第三者が見ますよというふうに同意をとれば監視ができるという定義でございました。

また、通信当事者の確認と同じように、このサービスの提供に先立って、CGM運営者自体が通信当事者に加わるという意味を明確に理解する環境を整えて利用者から同意が得られれば、内容が確認できるということです。改めて、ご理解いただきたいのはミニメールの監視については非公開領域に関しては、この通信自体が通信の秘密に該当するということです。あとは、そこを監視する場合には同意を得る作業が必要だということが整理されたということでございます。

コンテンツプロバイダーとして、その他何ができるのか、何をやってるのかというところを一部紹介させていただきます（スライド９）。まず、利用規約等で禁止条項の設置などを行っています。この禁止条項に関しては実際にリアルな場で人が会うことを禁止します。若しくは誘発することを禁止します。また自殺等に関する情報の掲載に関しても禁止しますということを利用規約に設けるということ。

次に、年齢確認を活用した対応、例えば、｢LINE｣に関しては、通信キャリアの年齢確認のシステムを使っていまして、大人だと分からない場合はIDでの検索ができないようになっています。そのように、年齢確認に応じて機能制限したり、もしくは大人と子供を別の場所で利用させるような仕組みをとることが一つの対策として考えられます。

三つ目は電話番号の認証を活用して複数のアカウントを作らない。要は、複数のアカウントを作って例えば自分が何かしら悪いことをして退会させられた。その場合に例えばメールアドレスでアカウントを作っている場合はまた別のメールアドレスを使って別のアカウントを作っていけばいいということになるので、それがしにくい電話番号認証を活用した対応が考えられます。

四つ目は「監視」ということですが、この監視に関しては基本的には公開領域、要は誰でも見ることが出来る領域には監視が当然可能ですので、この場において監視して人への誹謗中傷などの表現を抑制することが可能だということです。

五つ目は、フィルタリング機能を活用した対応とありますが、投稿する内容でNGワード、こういう言葉は使ってはいけないだとか、先ほどあるような命令による大人と子供の場をセパレートするような機能、フィルタリング機能の活用ということが考えられます。

六つ目は、ユーザー間における検索機能の制限、これは先ほどの年齢確認を応用して行う対策ですが、生年月日、年齢情報が登録されている場合には大人から子供が見えないようになっているといった制限が対策の一つとしてあるということです。

最後に、サービス内で利用上の安全に使うための啓発活動を行っています。例えば、｢LINE｣というコミュニケーションを活用した相談窓口、例えばいじめであったり、自殺の相談といったところをこのコミュニケーションを使って行うということもやっております。というのは、電話で相談するというのがなかなか子供達は電話離れということもあって、ちょっとハードルが高くなってきてるようですので、普段からよく使っているコミュニケーションで相談窓口を設けることによって相談しやすくする。今までの実績としては非常に活用されていると思っています。私どもの説明は以上でございます。

委　員　はい。有難うございます。何かご意見とかご質問とかございますか。

委　員　　一つよろしいでしょうか。スライド4の自画撮り被害整理のところですが、自発的の事例としては、この「面識なし（不特定多数）」の部分以外にも自発的なものはあるのではないでしょうか。それから、知り合いの場合でも恋人ではない友達だけという知り合いもあって、そういうところにも子供から自発的に自分の画像を送るというケースもあるのではないかと思います。自発的な場合は様々なパターンがあると思いますが、いかがですか。

協議会　　はい、まず、自発的な場合の相手が面識なし（１対１）というケースは、そんなにはないと思います。と言いますのは、面識がないわけなので、まだ相手がわからないわけです。わからない相手に急に画像を送るということ自体があまりないです。一方、その下の面識なし（不特定多数）の場合は、多数を相手にしている、これは先ほどあったように、「いいね」だとか、何かしら「構われたい」という発想になるので、相手が1人よりも大勢の方がいいわけです。ただ、面識なし（不特定多数）のところから知り合って、一対一の、リアルでは面識がないけどもネット上では知りあいということであれば、送るケースはあると思います。あと、当然、自発的に知り合いに送る場合は基本的には交際相手だと思いますが、それ以外の友達という場合もあると思います。

委　員　　そんなに数は多くないと思いますが、児童買春のケースで被害児童の方から誘いをかけてくるケースも少なくないと思っていまして、その場合はこの一番上の面識なし（１対１）に分類されるのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

協議会　　一番最初の接触はやはり一番下の面識なし（不特定多数）だと思います。例えば公開領域で私がそういう画像と引き換えに金銭を求めていますよということをまずは広く知ってもらうのが狙い、その後、接触してから上の面識なし（１対１）の方に移行していくということだと思います。

委　員　　非常にこのあたり難しいところですが、とりあえず先に進みまして、続いて私の方から少し補足いたします。まず、今日はここからの流れですが、前半にSNS対策を公開で議論しまして、後半で教育啓発について少し個人情報や公安情報も取扱いますので非公開で議論したいと思っています。まず、SNS上の青少年の性的搾取の現状と事業者の取組を藤川さんからご説明いただきました。ちょっと私が補足させていただいた後、全体で議論させていただきたい。後半は、今後どのような教育啓発が必要なのかという議論をするにあたり、まずは現状の取組を各機関の方々からご報告いただきまして、その上で議論をしていくという、このような流れで進行したいと思っていますので、よろしくお願いします。

では、私から簡単に補足したいと思います。子供を取り巻く環境というのは日々変わっています。私、実は2014年から大阪府の事業に関わっていますが、大阪府以外でも色々な自治体や国の機関と関わっています。やはり色々なところでネットを介したトラブルというのが、新しい問題が次々に出てきていて、それに対応するためにスマホサミットという取組が各地でされています。そういったあたりで、今後、実態をどう考えてどうしていくかという問題提起ができればいいなと思っています。

私の今の活動についてお話ししますと、2014年ぐらいから大阪の子供達とともにいろんな問題を考えてきました。それが2015年、2016年、2017年、（投影資料で説明）、2018年はある自治体と「自画撮り防止サミット」を開催して高校生も一緒に考えました。また、別の自治体では自画撮りについて子供たちにアンケート調査をしました。今、各地でサミットしたり、学生講師による啓発出前授業をしたり、アンケート調査をする中から見えてきたものを皆さんと一緒に考えたいと思います。最近はユニセフの方々と一緒に活動していまして、そこで、究極の児童虐待が起こったという話がでました。SNSを悪用して9人殺された座間の事件、世界中衝撃を受けて大変だ、日本ではSNSに対する排斥運動が起こってるでしょうと。いや日本の子供は普通にSNSを使っていますよと返すと、保護者は何も言わないのかと、物わかりのいい国民性だねと笑われました。そのあたり、問題提起したいと思っています。それから、国の機関、文科省と生徒指導研修をしたり、内閣府、警察庁、ユニセフ、Googleとセッションしたり、総務省の会議や国連の方々と一緒に活動しています。

SNSに関する最近の特徴と子供達の問題、2点について補足します。まず、最近の特徴の一つ目は低年齢化、二つ目は動画化。それから最近子供達に人気の実際のアプリをご覧いただいて、象徴的な調査や事件についてお話したいと思っています。まず、低年齢化ですが予想以上のスピードで進んでいます。これは去年のOSAKAスマホサミットで使用したアンケート結果ですが、大阪府内の7万人のサンプルが集まりました。小１段階でスマホが16％持っていて、小2、小3、小4、小5、小6、中1、中2、中3、高1、高2、高3とすごいスピードで増えています。小学校１年生で1割ぐらい、中学生で7割ぐらい、高校生はほとんど持っています。ネット接続しているのは、小１で5割、小2、小3とすごい比率であがります、高3でちょっと落ちます。受験勉強があるからだと子供達は言ってました。女子は、これより多いか少ないか。小１では少ない、これは男子はスマホよりも3D、ゲーム機から接続することが多いからでしょう。しかし、学年が上がると入れ替わります。子供たちによるとインスタ映えと言っていました。中１で入れかわって、女子の場合は高3になっても落ちないという特徴的な結果が出ました。では、どの機器でネット接続するかというと、男子は最初はゲーム機から接続しているのがだんだんとスマホに変わっていき、女子は最初はタブレット、親が契約した時に無料でタブレットがつく場合があるので、それを使ってネット接続して徐々にスマホに変わっていくというような状況です。だから、ネット問題はもう高校生や中学生の問題ではなくて、小学生からの問題になりつつあります。

つい先日もある自治体でサミットしましたが、ちょっと驚きました。小学校4年生からアンケートしたのですがスマホがすごく増えてます。ちなみにこの黄色い部分が去年の数字ですが、この小5の子が小4の時に18％だったのが28％に増えている。更に、中学3年生女子は20ポイント近く増えています。子供達にとって皆やってるというのは非常に大きなキーワードです。今から4年ほど前には高校生の約9割は携帯電話を所有していましたが、来年、再来年ぐらいには中学生の９割以上、もしかしたら小学生もほとんどがスマホを持つ状況になるだろうと感じています。それともう一つ注意が必要なのは育児スマホ、親公認で小さい時から首からスマホぶら下げてずっと使ってる子供が出てきてます。私の感覚でいうと、その子達が今、小学校2年生ぐらいまで上がってきているのではないかと。高校生から年齢が下がってくる波と育児スマホで上がってきた波とちょうど合体するのが来年ぐらいではないかと思っています。そうなると小学校は非常に大変になるのではないかと思っています。

それから二つ目は動画化です。この特徴が今非常に多いです。2012年ぐらいにバカッター問題というのがあったかと思いますが、ネット上に不適切画像を掲載して拡散するという問題、今は動画に変わってきています。動画になったことで、それを拡散する側も知恵がついてきて巧妙にしているので、あまり表に出なくなってきてる印象を持っています。最近はバカッター問題も落ち着いてきて教育の成果だと言う方が多いのですが、私は決してそうではなくて巧妙になって、潜在化が進んだ状況になっているような気がしています。

これが2013年頃に問題になった写真、今はこのように動画になっています。動画になることによって、ものすごくリアルになっています。これ、実際には顔も全部写って公開されています。私が実際に関わった事例を少し変えてお伝えしますと4月にB子がカラオケ行ったときの動画をあるサイトで配信した。そこにA子の飲酒シーンが写りこんでいた。そのシーンを30代の男がキャプチャーして録画したと。そういう色んな機能を彼ら（加害者）はよく知っている。以前はこの段階で脅しとか動いていたものが、今はこの段階では動かずにA子を定点観察するのです。定点観察の候補の一人にA子を入れて、他にもいろんな子を定点観察しているのですが、このA子は10月に大学の面接に行くと書き込みました。彼らはこの段階で動きます。要するに、大学の推薦がかかってる大事な局面まで待っていて、このタイミングで脅しをかけると、彼女は言いなりになると、ここまで待つという手口になってきています。A子は録画されている証拠を相手につかまれているので、断り切れずに直接会ってしまって性被害に遭ってしまいました。非常に少ないケースかもしれませんが、こういう事態も実は起こっています。

委　員　　質問ですが、定点観察というのはどういうことですか。

委　員　　その後、その子のツイッターやインスタグラムなどをずっと観察するわけです。ずっと見ていて何か脅せるネタがないか、色んな複数の子を物色しているのです。

委　員　　それで、学校にばらすぞ等と脅しをかけて、呼び出すというわけですね。

委　員　　大まかに言いますとだいたいこのような感じです。何が言いたいかというと、加害者の方も知恵がついてきている。この段階で脅すよりも、もう少し待ってもっと大きな弱みを握ってから、相手が断れない状況を作ってからお金を要求するとか、性交渉を要求するという風になってきています。全体的に見ると非常に少ないケースだとは思いますが、そういうふうに知恵がついてきている。

実際の子供達は、非常に色んなアプリを使っています。今、子供達に人気のアプリをいくつぐらいご存知でしょうか、スノー、ミクチャ、チュープリ、チューしているプリクラのことを大阪の子達はチュープリといいます。それを動画で、ミックスチャンネルであげたりしています。次に、ツイキャス、荒野行動（スクリーンに投影して説明）。このように子供達は楽しんで動画を配信したりしています。そこで先ほどあったように「いいね」や「ギフト」をもらったりということが割と多いと思います。例えば、この子は「生着替え」ということで、画面の前で着替えるのです。ツイキャスはお金もらえないのですが、お金をもらえるアプリもあります。お金もらえないツイキャス等でも生着替えで自分の肌を見せるという行動が子供達の中で見受けられます。

次にSNSでの象徴的な調査や事件について触れますが、このアンケートは、まず知らない人から裸とか下着姿の写真を送ってと言われたら送りますか？というもの。送る子は本当に少なかったです。ちょっと安心しましたけど、これが交際相手から裸や下着姿の写真を送ってといわれたらどうするか？となった途端に、送る子がすごく多くなります。小５、小６も多いのですが、小３の女の子が6割ぐらい何度も頼まれたら送ると答えています。非常に私、驚愕しました。子供達に聞くと、別れると言われたら困るからなのではないかという意識が子供達にあるようです。

これは、去年大阪で実施したJKビジネスに関するアンケートですが、2800人に実施して、JKビジネスという言葉自体を聞いたことがあるのが半分ぐらいしかなかったのですが、何で知ったかというと、だいたいマスコミ、ネット、友達とかが多い。自分の知り合いで働いてるということを見たり聞いたりしたことがあるのが約2割と答えてました。これ、複数回答ですが、JKビジネスに働くように勧誘されたら「絶対断る」と答えた者が83％しかなかったです。約16％は迷う、7％が条件が良かったら働くかもしれないと答えている。去年のアンケートですが、愕然としました。JKビジネスで働く事を危険と答えたのが6割程度で、親を悲しませるというのが47％。昨年はヒアリング調査もしましたが、お母さんも「若いうちやから」という子もいて、ちょっと驚きました。あとは、JKビジネスで働く子は２軍だと、１軍は月ぎめ契約で、本人も親も納得して個別に直接やりとりしている子もいると話していました。今年もアンケートしようかと思っていたのですが、実施することによって思わぬ弊害というか影響が大きいのではないかということで見合わせたと聞いています。しかし、まず実態調査をすることが必要だと思いますので、実際にどの項目がネックなのか、聞き方を少し変えて実施するなど、またご検討いただけたらと思います。

それで、象徴的な事件としては、去年の座間の事件です。「座間の首つり死」という名前でSNSをしていたのですが、首つりの知識を広めたい。本当に死にたいと思っている子の力になりたい。まだ捜査段階でよくわかっていないようですが、この犯人は「死にたい」という書き込みを探して、殺す相手を物色していたと言われていますが、子供達にこのように「死にたい」とSNSに書き込むのか？と聞いてみました。子供達は「しょっちゅう書く」と言ってました。「テスト悪くて死んだ～」とか「あー疲れた」の代わりに「あー死にたい」とか、そんな感じで使うということです。または、構ってちょうだいと思っている「かまちょ」が狙われたのではないかと。それはSNSで書くの？と聞くと、SNSはリア充を書きこむ場なので、裏アカを使って書くと子供達は言ってました。裏アカというのは、公式の顔と非公式の顔という風に使い分けていて、趣味アカ、愚痴アカ、悩みアカ、闇アカ（人に言えない闇を書く時のアカウント）などと使い分けていて、鍵アカというのは認めた人だけが見れるアカウントだと教えてくれました。ちょっと古いですが、2015年、女子高生の平均のアカウント数は3.4個です。裏アカを持っているのが特別ではなくて皆普通に裏アカを持っているようで、表の自分と裏の自分を持っているという感覚らしいです。よく保護者から、うちの娘のツイッターを確認しているが、悪いことを書いていないと言ってます。それは、表アカしか確認していないからだと思うのですが、子供達は裏アカも持っているということを私たちが知っておかなければいけないと思います。

ハッシュタグをつけると、「死にたい」と書き込んだ人が検索されて、そこをクリックして何か反応があると、子供達はものすごく嬉しいんですよ。何人から返信がきたってこともすぐわかりますから。ちょっと覗いてみると、「何かしらアドバイスできるから」、「家出して行くとこなかったら長期で泊めてあげるよ」、「直接会って話そう」、こんな形で子供達はすぐ見知らぬ人と出会ってしまいます。私も裏アカを作ってみました。LINEは電話番号での一つのアドレスしか作れないですが、別のＳＮＳアプリはメールアドレスに紐付くので、作りたい放題です。これ私の裏アカです。誕生日を間違ったので変更ボタンを押すと何回でも誕生日を変更できる、回数には制限ないのでいくらでも変更できます。写真もいくらでも変更できるので、イケメン写真にかえて誕生日も若くしたら、いくらでもなりすましが出来て、危険極まりないと思っています。

事業者も頑張って対策はしているのですが、例えば「死にたい」と書いたら、画面に忠告画面や相談先のアナウンスが出てきます。ただ、その最初のメッセージの下にいくと、死にたいと書き込んだ人の書き込みが普通に見れますので、私はその書き込み自体を載せない、削除するということも一つの選択肢じゃないかと提案したら、「この子の気持ちがわからないのか」と言われました。死にたいという気持ちをどこに書けばいいのかと。意見を意見として書けない状況も非常に怖い状況ではないかと思いました。

例えば、ＳＮＳでシャープ・援交・原宿・JKといれると検索できずにはじかれます。JK・援交という文字ではじかれますが、JKをとると、このように検索できます。ホテル代別でイチゴとか、色々な書き込みが見れてしまいます。子供達がフィルタリングなしでスマホを持つということは、私は本当に忌々しき状況だと思っています。

協議会　　少し補足しますと、この「アイチューンカード先だし」とありますが、これは、ネット上でお金のやりとりが出来るのです。まずネット上でアイチューンカードの番号をくださいと。例えば、先に半分の5,000円はカードでください、残り5000円は会ってからでいいですよということです。実際には、男からアイチューンカード先出しで半額送ったけど、約束場所に行っても会えなかったというパターンもあろうかと思います。

委　員　　さきほど、ハッシュタグJKと入れると検索出来ないということでしたが、ハッシュタグ援交だけで違法性があると思うのですが、これは、何か事業者の言い分といいますか理由があるのでしょうか。

委　員　　「援交」と書いてあっても大人の場合もあると。これが高校生とか中学生という文字が使われていたら削除するけれども、青少年を特定せず「援助交際」という文字だけなら削除はしないという見解でした。

委　員　　ただ売春、大人だったら売春そのものは違法ですよね。罰則はないですが。

委　員　　私も違法だと思うのですが、どうなのでしょうか。

委　員　　おかしいと思いますよ。この状況は何とかしたいですよね。

委　員　　事業者の方で削除はしていないのですか。

協議会　　これはちょっとなんとも言えないですが、各社、児童を守るという意味ではグローバルに非常に強力に活動しています。ただ犯罪抑止だとかもしくは犯罪の情報云々というと少し対応が違うのかもしれません。

委　員　　これは、梅田とか別の地域にして検索しても出てきますか。

委　員　　やってみましょうか。検索できませんね。高校生という文字を抜いて、梅田で検索すると出てきますね。子供達も簡単に検索できるので私は非常に危惧しています。

協議会　　「援交」という言葉が、もし仮に削除対象だとしても、すぐに隠語を使って別の言葉になってしまうから、実効性がないと考えてるのかもしれないです。事業者の視点からすると、それを削除したがために他にいろんなところに分散していくと、逆に把握しづらいみたいなところがあるのかもしれないです。

委　員　実効性がないとしても「援交」は削除対象にしないといけないと思います。

委　員　質問よろしいですか。この協議会が活動されているのは報道等で見るのですが実際どういう活動をされているのかが見えにくく、そのあたりを教えていただいてもよろしいですか。

協議会　　資料のスライド２を見ていただきたいのですが、まず幹事社に関しては、割と以前からサービスを展開していて、青少年保護に関しても活発に動いてきた企業がほとんどです。一方で今まさに子供たちが使っていて、トラブルが起きてるというところもございます。要は、新しい企業に対して、以前から青少年保護に取組んできた企業のノウハウを提供しようと、そういう場にしようというところになっていまして、月一回、これらの企業が集まって、今までの反省も含めながら情報提供している状態です。その中で、今、ガイドラインの策定をしております。

委　員　　そうすると、基本的にはその参加企業の間の情報交換が中心と理解すればいいですか。

協議会　　そうなります。一部に座間の事件が起きたときに、コメント出したりだとか、そういう活動をしています。企業として何をやっているのかというところを、外に理解していただくために、座間の事件の後に、すぐにステートメントを出したということです。

委　員　　例えばさきほどの援交という言葉、ガラケー時代にはゲームアプリ会社がいろいろNGワードを設定して、援交とか出会いという文字を全てNGワードにして、乗り切ったという時代背景が日本ではあって、スマホに変わった今の時代も同じように出来ないのかなと思います。例えば、先ほどもあったように、売春は違法行為ですから、法律違反のものだけでもせめて書き込みできない仕組みに出来ないものでしょうか。

協議会　　事業者の中の共有というと、そのキーワードの共有だけでなく、例えば、監視とかパトロールとかモニタリングと各社によって呼び方が違いますが、そのノウハウの共有もあります。例えば、削除対象を早く見つけるためのコツとか、管理ツールみたいなものを各社、独自につくるのですが、その管理ツールの工夫などを共有します。

委　員　　ある企業は300人体制で24時間ずっと監視しながら、そういうNGワードがあると削除する作業をしていると聞いていますので、スマホに変わってＳＮＳが主流になっても同じような作業をしていただければと思うのですが。

委　員　　しかし、援交イコール売春とは限らないですよね。売春は禁止されているけど、性風俗特殊営業というのは合法的に認められているわけですから。援交というのは、そういうのも含んでいるわけでしょう。

委　員　　いや、そういう言葉が一般の子供達の目に触れるという事自体が私は感情的に許せない。

協議会　　ハッシュタグだけ削除して中身が残ってるとあまり意味がないのです。そうすると個別の中身を削除していかなければならなくて、もちろん日本人的感覚であれば、当然削除してしかるべきですが、外資系だとサーバーがアメリカにあるかもしれなくて、そうすると適用される法律がアメリカの法律となると、日本の法律では違法かもしれないけど、アメリカでは違法ではないというようなことがあるかもしれない。その国の政府から貴社のサービス内容は、うちの国の法律に触れるから消せと言われてもなかなか難しいのではないかと思います。外資系の会社には何らかの事情があるのだろうと思います。

委　員　　確かに成人女性が売春するのは違法ですが罰則はないわけです。ましてや、それを申し出る、勧誘する、書き込む、それに対してSNS事業者がそれを削除する、それを掲載していることが違法であるわけでは全くないので、違法なのは売春行為そのものだけが違法で、それをSNSに書き込むことは違法ではない。法律的に言うと、さきほどの画面の問題点というのは、削除していないことが違法なわけではなくて、あれを削除するかどうかというのは、ひとえに事業者の方針にかかるわけですね。なので、どういう方針をとるかというのは、一義的には事業者の自由ということになります。その上でどのような対策が有効かということを考えていく必要があると思います。

委　員　　基本的なことはわかりました、その上で、私たちがどう考えていくのかということになります。日本の子供達、特に大阪の子供達を守るために私達は、どうしていかないといけないのか。

委　員　　社会の側から、やっぱり青少年保護の観点からそういう方針はいかがなものかと意見を申し上げていくことは自由なので、そういうメッセージを発信していくことも必要なことだろうと思います。

委　員　　事業者の方々が、非常に古くから努力されているということが今日はよくわかったので良かったと思いますが、新しい事業者がたくさん海外から入ってきてますよね。そうすると、要するにそういう裏での繋がりを求めている人達というのは、いわゆる大きな事業者を避けてそういう特性のある使いやすいプロバイダーを選んでいくのではないかと思います。要するに子供達はそういうのをよく知っていて、それを選んでいるということがあると思います。ということは、そういう事業者を含んで何らかの形で制約をかけていくという方法を考えていく必要があるのでないかと思うのですが。それは例えば国、先ほど国でも縛れないとおっしゃいましたが、事業者の善意というか、努力でしかこれは無理なのでしょうか。何か法律や条例での制限はどこまで可能なのかというのをお聞きしたいと思います。

協議会　　新しいサービスは、必ずしも日本の事業者とは限らない。例えばアジアの中でも、いろんな国があってそこに所在しているだろうというところまでしかわからないというケースもあります。要は、広告代理店が経由されている場合があったり、その広告代理店もシンガポールにあったりだとか、では、その向こうにある運営事業者はどこに所在するのか、それは警察からも連絡がつかないような状態で、日本でサービスが利用されているというケースはあります。

それらのサービスが子供達の中では知られていて、当然悪意のある人もそこに集まってきています。そこに制約をどうやってかけるかというと、呼び出す事もできないような相手なので、なかなか連れてくることも難しいということになりますので、一義的には言えませんけども、やはり今までのフィルタリングという機能があって、そういう新しい出所不明のサービスに対してフィルターをかけて使えなくするという考えがあると思います。

コミュニケーションサイトに関しては、基本的にはフィルタリングの制限対象となっています。ただ、EMAという団体が認定制度を行っていましたので、認定を取っているコミュニケーションサイトは使えます。認定の基準に基づいてある一定の水準を超えたものに関しては使えますが、新しいサービスについては、その基準が分からないものは使えないという一つのセパレートが今までは出来ていました。なので、フィルタリングの利用率が今は低減していますけども、そこが一つの解決策にはなるとは思います。

委　員　　今まで認定していたそのEMAが解散したので、認定制度自体が今後なくなるということでしょうか。

協議会　　はい。実は今年の5月末にEMAが解散しまして、今、現状を申し上げると解散しても、実は今までの認定に関する認定期間というのがありますので、認定期間が残っているサービスに関しては、フィルタリングの制限対象から除外されています。なので、ここ1年以内、最長でも来年4月末までには、全ての認定期間が切れるので、コミュニケーションサイトの中でも、水準を超えたサービスとそうでないサービスとが区別がなくなってしまうということが起きてしまいます。そうすると、どうやってフィルタリングを使いながら子供達に使わせるかということになるのですが、今、現状だけで対応するには、親がこのサービスは使っていいよという判断をするというしかないですね。

委　員　　親の判断ですか。今は認定されているアプリ等はフィルタリングの対象ではなく使えますが、その認定もなくなるので、親がLINEは使ってもいいけど、例えばツイキャスはダメというように、親が判断しなければならないということですね。

協議会　　そうです。

委　員　　それは、非常に大変な状況だと思います。

協議会　　今までは、フィルタリングをかけてしまえば、認定されているサイト（アプリ）は使えるけども、認定を取っていないサイトは使えないと、自動的に割り振りできていたのが、今後は親が何かしら調整しなくてはいけなくなるということと、親が、これはいいサービスなのか悪いサービスなのかと判断しなくてはいけなくなる。そこに関して今後解決していかないと親の責任過多になってしまうと思いますので、そこは私どもとしても、対応していかないといけないと思ってます。

委　員　　今、漫画村等の海賊版サイトでブロッキングということが話題になっていますが、ブロッキングとフィルタリングの違いを皆さんで共有したいと思いますので簡単に説明していただけますか。

協議会　　ISPいわゆるインターネットサービスプロバイダー、インターネットを利用するためのプロバイダというものがあります。一般の利用者がインターネット接続をするときに、例えばホームページを見ようとしたら、そのISPのサーバーを通っているのですが、その通るときに相手を見つけられないようにする、ホームページが見えないようにするというのがブロッキングです。

一方、フィルタリングに関しては、どこで制限がかかっているかという事もあるのですが、見えなくする訳ではなくて、「ここはお子さんの利用に不適切です」というアラートを出して、もし見たいのであれば、親に相談してくださいというのがフィルタリングです。あと、根本的に違うのがフィルタリングに関しては、例えば、スマートフォンに導入するときに保護者の同意をとって実行しているということです。ブロッキングに関しては同意をとらなくて実行しています。同意をとらずにやっていいのかどうかというのは別の議論として、誰であっても見れなくするということがブロッキングですので、非常に強力な力がブロッキングに関してはあると思います。

委　員　　要するに、ユーザー側の同意があるかどうかという点が一番違うところです。

委　員　　児童ポルノもブロッキングの対象になっていますよね。

協議会　　はい。児童ポルノのブロッキングに関しても様々なご意見がありますが、児童ポルノに関しては、基本的には民間の団体がこれは児童ポルノのサイトなのでブロッキングすべきというところを精査してやっているということです。今回、海賊版漫画サイトで問題になったのは、政府の方からその意向があったということが問題です。政府の方からある意味、通信の秘密、ここにアクセスしてはいけないということをやりはじめると、検閲等にあたるのではないかということです。

委　員　　先ほどの裏アカとかいうのは、ブロッキングは出来ないということですか。

協議会　　難しいと思います。ブロッキングもドメインでかけます。例えばあるサイトの中に裏アカがあって、これを止めるということになるとそのサイト全体の閲覧を止めるということになってしまいます。なので、まず技術的に非常に難しいということ。そういった意味では、フィルタリングに関してもそのサイト全体の閲覧を止めるのか止めないのかという話になってしまいます。ただ一方で、例えば「まとめサイト」などは止めることは可能だとは思います。フィルタリングを通して、ああいった「まとめサイト」を子供達から遠ざけるということは可能だと思います。ただ、「まとめサイト」をとめるにしても、「まとめサイト」を全部とめることになるので、正常な使われ方をしているところもとめることになってしまうので、そこが悩ましいところです。

事務局　　フィルタリングに関して質問ですが、青少年インターネット環境整備法では携帯電話事業者に対して青少年が使用する携帯電話を販売する時はフィルタリングをかけて販売しなければならないという規定があって、ただし、保護者が不要と申し出ればその限りではないという但し書きがあるわけですが、これを例えば、フィルタリングを完全に義務化する規制にしなかったのは、フィルタリングの精度がまだ確立されていないから、そこまでは強制できないという考え方からなのでしょうか。

協議会　　10年前の法律制定時の議論で、保護者側からフィルタリングを利用しない状態でいろんなものを使わせて育てたいという意見が強かったようです。保護者がフィルタリングをかけるかどうか判断する裁量を残して、利用しないのであれば、当然、保護者がどのサイトはいいとか悪いとかをしっかり見極めて監督するという立てつけだったというふうに聞いています。

委　員　　経緯としては、そのとおりだと思いますが、そこは保護者の判断を尊重するということだと思います。どのように情報モラルを自分の子供に教育するかについて、方針がいろいろあるので、保護者の方針を尊重するというのが法律の基本方針になっています。ただし、フィルタリングを外すことについて、大阪府も多分そうだと思いますが、正当な理由を条例で要求しています。それはつまり、法律に上乗せしてある種、規律をしているということです。これは憲法の問題では、法律が親の判断に委ねているのに、条例が親に対して正当な理由を要求するというのは、法律違反ではないかと私は個人的には思いますが、ただこれも総務省的には微妙な書き方をしていて、一応否定はしていないです。しかし、法律自体は親に委ねるとしているのに、親の自由を制限するような条例の規定というのは個人的にはちょっと怪しい感じもします。ただ実際上は、法律がかなり理想論的なので、そういう条例のやり方は受け入れられているのだろうと思いますが、さすがに条例でフィルタリング外すことを許容しないとなると、たぶん法律違反になるだろうと思います。

事務局　　では、自治体としてできることは、国に対して、18歳未満は判断能力が未熟だから、例えば飲酒やタバコと同じようにある程度規制が必要という考えから、保護者の教育方針に委ねるのではなく、全て年齢に応じたフィルタリングをかけて販売するべきと法改正を求めるということは、妥当な方法なのでしょうか。

委　員　　そこはこの場での議論になると思いますが、もちろん、要望自体は当然できると思います。ただ、その点については、色んな立場の方から様々な考えがあるので、なかなかすんなりとは行かないかと思います。

協議会　　一方で、フィルタリングの利用率が伸び悩んでいますが、おそらく書面で、店頭でフィルタリング利用しないと申し出る保護者はそんなには多くないと思っています。というのは、フィルタリングを使わない子供達がいる経緯としては、店頭でかけているけれども、後で外している子供達、あとは、今年、インターネット環境整備法が改正されて、事業者は店頭で親に利用者を確認しなければならないのですが、そういう経緯をたどらないで親が複回線を購入して、子供に与えてしまっているケースもある。例えば、新しいスマホに変えようとした時に、今までのスマホも複回線で安く使えます等というサービスもあって、新しいスマホは自分が使って、今まで使っていたスマホを子供に渡している。そうすると、両方親が使うことになっているものの、１台は子供が使っている、そうするとフィルタリングが使われていないというケースもあるので、店頭で親が断っているケースへの対応だけで、全て対応できるかというと、なかなか難しいと思います。

委　員　　フィルタリングとかブロッキングを含めて何らかの制限をかけなくてはいけないような状況を私たち大人は感じているけども、なかなかフィルタリング、ブロッキング含めて有効な手立てがない、ではどうしようかというような状態だと感じています。例えば、具体例をお示ししますと、（スクリーンに投影）これは子供の画面で例えば、フィルタリングをかけていると、パズドラをしようと思ってもこのようにブロックされます。この時点で、子どもから「皆やってるから、僕もやりたい。フィルタリング外して」という訴えがあって、フィルタリングを外してしまうというケースが今まで多かったのですが、今のフィルタリングは、例えば親御さんにお願いできる仕組みになっています。子供が「このアプリだけフィルタリング外して」と親に言うと、これが親のところにメールが行くようになっていて、子どもが親を説得して、親がボタンを押すと、子供ははれてパズドラが出来るという、カスタマイズが出来る仕組みになっています。

先ほどの親が判断するというのは、フィルタリングは年齢に応じてレベルがありますが、全体にかかってしまうので、その中で例えば子供がツイッターをやりたいと言うので、ツイッターだけ外すように個別に判断させていく、それが今までのやり方。EMAがある程度、大枠は決めてくれていたけれど、EMAがなくなったからこれからは親がそこを判断するということになるが、それでいいのかという議論と自治体として何ができるのかといった観点を議論していかないといけないと思います。

　　では、時間も迫ってきましたので、次の議題の教育・啓発のあり方について議論していきたいと思います。議論に入る前に、まず大阪府の取組を各機関からご説明いただきますが、被害防止に資する取組のなかで、個人情報や「捜査その他の公共の安全と秩序の維持」の活動に支障を及ぼす情報も取扱いますので、ここからは、非公開とさせていただきたいと思います。各委員の皆様、よろしいでしょうか。（異議なし）

　　　　　では、まず大阪府青少年課の取組からお願いします。

青少年課　資料２をご覧ください。大阪の子どもを守るネット対策事業の取組についてご説明します。スマートフォンの普及に伴い、青少年の行動をより危険に近づきやすくしてしまっている点等が指摘されたことから、青少年自身がインターネットの有用性と危険性の両面を踏まえ、主体的に考え、賢くインターネット社会を生きていく力、情報リテラシーをつけることが重要であるとの考えから、教育機関やＰＴＡ、事業者等と協働で、平成26年度より青少年のネットリテラシーを高める取組を実施しています。

　　　　　本事業の中では主に４つの取組を実施しています。まず一つめは、子ども達自身が主体的に考える場の設定としてのOSAKAスマホサミットワークショップの開催です。今年度は14校が参加し、スマホを介した被害の防止、フィルタリング普及・啓発、ネットトラブル防止の３つのＷＧに分かれて活動しています。２つめは、ネットリテラシー向上のための講師派遣です。従来からの大人向けスマホ安全教室の講師派遣に加え、ネット利用の低年齢化に対応するため、今年度より府警サイバー犯罪対策課のサイバー防犯ボランテンアの大学生講師による児童・生徒向けの講師派遣を実施しています。予想を上回る申込みを頂き、現在は募集を停止している状況です。取組の３つめとしては、これらの事業成果や府内の優秀事例の発表の場としてのOSAKAスマホサミットの開催です。１２月２日開催予定で約300人の参加を予定しております。４つめの取組として、こうした取組を一過性に終わらせず広く学校や地域に周知するために、以上の取組の成果や先進事例・教材・指導手引書等をとりまとめたDVD付きの事例・教材集を作成し、府内の小中高校等に約3,000部配付することを予定しております。これらの取組のなかで特に好評をいただいているのが、二つ目の講師派遣事業「スマホ安全教室出張講座」で、昨年度は2,800名の方に受講いただいています。以上です。

小中学校課　　引き続いて小中学校課の取組をご紹介させていただきます。私からは「大阪の子どもを守るサイバーネットワーク」という取組をご説明させていただきます。青少年課の取組とも似ているのですが、小中学校課の方はどちらかと言うとネットリテラシーというよりは、いじめへの対応、インターネット上のいじめに対してどう対応するか或いは未然にどう防ぐかというあたりを中心に平成21年から運用をしているというものです。府警本部や携帯キャリア等の民間事業者や様々な関係機関のご協力を得まして、ネット上のトラブルやいじめに係るようなことが起こった場合にどう対応するかというような対応の仕方からどう未然に防いでいくかという話を市町村教育委員会も呼んで年2回ぐらいの連絡会のほか、アドバイザーの皆さんにも来ていただいて、アドバイザー会議を開催して皆で考えて共有をしています。

ネットワークが始まった当初は、色んな書き込み事案だとかネット上のトラブルに対してどう対応すればよいのかというノウハウ自体を持っていない状態でしたが、徐々に削除依頼の方法等を示して説明もしている中で、一定、市町村教育委員会あるいは学校の中にノウハウの蓄積が出来てきまして、現場で対応できるような形になってきたと思っています。何かあればもちろん所轄の警察署にはご相談に行くことが多いと思いますが、以前に比べると自分達でどう対応するのかというノウハウがついてきていると思っています。そこは成果かなと思っていますが、現在の課題としては保護者への啓発をどうしていくか、保護者に色々お願いしたいところもありますが、学校教育の中でどんなことができるのかというところ。特に、対応は勿論ですが、未然防止をどのように学校でしていくのか、学校がおさえるポイントとかいつの段階で子供達に学ばせることが出来るのかというあたりを今年度は特に中心に考えているところです。

このネットワークの中でアドバイザーのご意見をいただいて、その次の資料「携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム」ですが、もともと21年度にこの会が始まったときに、このプログラムを作成しました。内容がすぐに古くなってしまうので、アドバイザーの皆さんにご協力いただいて、毎年改定作業をして更新をしています。携帯ネット安全教室のような事業周知だとか、こういうプログラムで、特に生徒会等をどのように動かしてネット上の色んなトラブルに対応していこうかとか、未然防止に取組む学校さんが増えてきていますので、そういうプランをどのように立てていくのかといったところとか、随時いろいろ更新をしながら情報発信をしているところです。

実際、学校現場では、私の印象ですが、今回の議論テーマにあるような性的な画像や動画のやりとりで大きなトラブルになっているようなケースは学校では把握できていないのが現状ではないかと思います。隠れている部分はたくさんあるかもしれないですが、私どもに入ってくる情報や各市町村教育委員会に上がってくる情報というのはそんなに多くないというふうに思っています。どちらかというと、交際相手との画像のやりとり、セックスティングの方が中心で、それを保護者が何らかの形で発見をして、びっくりして先生に相談してくるケース、本当は当事者同士の話し合いで治まるというケースがほとんどではないかと勝手な印象ですが、そう考えています。その辺りの対応は学校でいろいろ蓄積の中でしっかりやっていただいていることが多いのかなという印象です。以上です。

大阪府教育センター　　引き続いて大阪府教育センターの取組をご説明します。よろしくお願いします。私の方からの情報提供は大きく二点ございまして、一つは教育センターで行っている電話やメール相談におけるSNSやネットトラブルにおける相談の傾向とそれからもう一つはLINEを使った相談窓口を設けましたので、その内容に関するものとを情報提供させていただきます。

まず、電話やメール相談で入ってくるSNSやネットトラブルに関する相談の傾向ですが、電話の方は保護者からの相談がほとんどということもあって、相談は「スマホに依存している」とか「ゲームに依存している」といった内容です。特にゲーム依存に関する相談が多くなってきているというのが最近の傾向です。次いでやはりSNSの書き込みに関するトラブルの相談がありますが、ただ、件数としては少ないです。この電話とかメールは匿名相談なので、こちらの対応としましては、「大阪法務局の人権擁護部や大阪府警のサイバー犯罪対策課に相談してください」という形で対応している現状でございます。

次に、今年度LINEを使った相談をしていますので、そちらも紹介をさせていただきます。配付資料が昨年度、試行実施という形で実施した分の結果についてです。これは府立高校の10校の1,2年生に限定して、今年の1月2月の月曜日と金曜日の計8回だけ相談を受けたというものです。これではLINEでどのような相談が入ってくるのかという傾向を掴もうということで、教育庁・教育センターの職員だけで対応しました。6千人が対象ですので件数も少ないですし、内容的にも深刻なものはなかったのですが、ちょっと気になるなということを簡単に相談できるのかなと思います。ですので、内容は学校生活にかかる内容が多く、子どもたちが今考えてる事が掴めたかなというのがこの試行に関する内容です。

今年度も３期に分けて実施していますSNS等を活用した相談体制の構築事業ですが、これは文科省の補助事業として実施するもので、予算の関係上、年間50日だけ限定して府内の中学生、高校生の年齢の子どもたちを対象に行っています。公立・私学も含めて、支援学校の中学部・高等部も全部含めていますので、39万人の生徒を対象にしています。7月15日から28日まで二週間（１期）を行って、現在、件数や内容については分析中ですが、非常に多く相談が入ってきています。

２期の相談も始めるのですが、今回は夏休み終了間際ですので、子どもたちが一般的に不安定になる時期になりますので、深刻な話題が入ってくるかもしれないと思っているという状況です。簡単ですが以上です。

青少年課　　引き続いて、相談機関に対して実態をヒアリング調査しましたので、それについてご報告します。既存の相談機関に対して18歳未満の青少年からSNS等を介した性的画像の要求等に関する相談があったかどうかの調査をさせていただきました。多くの相談機関が、この項目で統計処理をしていないため感覚的な回答も含んでいますのであくまでも参考として情報提供させていただきます。（以下、調査結果の説明）

委　員　　はい、有難うございました。大阪府における被害防止に向けた取組を各機関からお話いただきました。まとめますと、青少年課はOSAKAスマホサミットを実施して、その取組手法や教材等をDVD付き報告書にまとめて各学校に配付をしていたり、講師派遣事業で2800名の方が受講されたという取組。小中学校課ではサイバーネットワークで一定の成果があり、いじめ対応等の取組を生徒会で取組んでいるということです。府教育センターの相談では、依存に関する親御さんからの相談が多い、LINE相談を試行で行ってみたら、ちょっと気になるなということを簡単に相談できたので、子供達が今考えてる事を把握することができたという印象とのこと。それから相談機関に対するヒアリング調査では正式な統計ではないけれども全体で数件程度、性的画像に関する相談自体はあるということでした。何かご質問とかご意見とかございますか。

　　　大阪では、報告いただいたように様々な取組をしている中で、今後、私達はどう考えて、子供達に教育・啓発していけばよいのか。前半に議論したように法的にＳＮＳ事業者や保護者に規制を設けることはなかなか難しい。ただ、要請はできる、それ以上のことはなかなか難しいという現状で私達が大阪の子供達に何もしないわけにはいかないので、どうしていけばいいのかというあたりの問題でご議論いただきたい。皆さんのご意見どうでしょうか。

委　員　　事業者の方々が、色んな努力をされながら対策をされていると、限界もあるのでしょうが、今後の可能性というものに大いに期待はしたいし、子供に関係する各課の取組も進められている。ただ、ずっとこの間、教育啓発について考えた時にやっぱり本当に必要なところに手が届かないというのが実感です。何故そうなるのかというのを考えていまして、例えば、今日お話いただいたような事例だとか実態というのは、今の小中高校生にとって当たり前の世界なのか、それとも一部の子供達だけのことなのか。

考えてみると、気を付けなければならないのは確信犯的な子供達を1軍として、予備軍を２軍として、外野の子もたくさんいるのだろうと思いますが、その比率は全くわかりません。ただ、このことは実はある意味では学校教育の教育課題になりにくい部分もある。例えば、まず、学校が本当に現状と危険性を認識して、これは教育が必要だというふうに、学校長も含めて認識しているかというのがあります。保護者が本当に認識しているか、フィルタリングの問題だとどうもそうはいかないということもあります。子供達も２軍やら外野の子もたくさんいるわけで、そうなってくると、学校教育の共通の課題になり得るだろうかということになってくる。そうなると、学校教育の中で、例えば各担任がホームルームでやるということにはならなくて、ゲストを連れてきて話を聞くだとか校長の訓話だけという形で終わっているので、正しい知識と危険性を知った上で、我々はこうしなければならないというところまで、この課題が行き渡っていないのではないかと思います。

例えば、学校教育でいうと情報をうまく利活用しましょうとか、リテラシーとかモラルと言いますが、事件性に関しては、どうも直接取り上げにくいという問題があるので、何をやれば、効果があるかというのはなかなかわからないのですが、確実にこの間、感じているのは、OSAKAスマホサミットのような取組が結構あちこちで、あのDVDが活用されていて、あのデータはものすごく広まっています。広まっているという意味では、ああいうふうなサミットであるとか、子供が主体になるような活動があちこちで定期的にやり続けられていくということが実は一番の効果があると思っています。

学校教育の中で、例えば、生徒指導主事がいくら話をしても生徒の中に入っていかない。最終的には、子供達自身がこれ危険だよねということで実際に認識しないと伝わっていかない。アプリだって、子供から子供につながっていって、生半可に使い方も伝わります、正確な知識は知らないままに、触り方だけ覚えているということになるので、やっぱり危険性であるとかそういうリスクというものは、小学生、中学生、高校生が一緒になって縦や斜めの関係で考えるスマホサミット系の取組が実は一番効果があると思っています。というのは、親にどこまで期待できるか、期待したいですが、どうもそこのところがうまくいってないという状況があるのだったら今の取組はしつつも学校教育として、子供に関わる教育としてできることというのは、サミットのような取組をあちこちでやっていくことだと思います。

　　相談体制というのも大事ですが、相談はおそらく予備軍と外野なんです。ほぼ外野に近いけど、ちょっと不安だから相談する。この子達は意識あるのですが、本当に1軍になっている子達というのは、相談の世界に入りたがらない。だからといって何もできないという事ではないので今、各機関でされている事は、きっちりとやってもらって、そして、事業者に期待するところもあるけれど、ここも限界がある。もう一つは、子供達が自分達で活動する、これきっと、サミットの学校現場でいくとベースになってくるのが、生徒会となってくるので、当然、そこには生徒会担当の教員がいるわけで生徒指導担当とつながっていて、学警連絡会とも繋がってるわけなんです。このあたりに期待をしたいと思います。

委　員　　ありがとうございます。今まさに、OSAKAスマホサミットに取組んでいまして、色んな地域に広がっていますので、大学生もすごく頑張ってくれています。子供主体の取組の重要性ですよね。ありがとうございました。

委　員　　考えがまとまってるわけではないのですが、性の問題というのは、わりと個人的な問題もはらんでいるし、家庭の問題もあると思うので、なかなか全体としてやっていくのが難しいと思います。もちろん性教育は四年生から学習という意味ではやりますし、道徳という分野も今までも勿論やっていますが新しく授業という形で学習指導要領に入ってきますし、そういう形で色々やってきている。情報教育もかなり、もう10年ぐらい前からきっちりとやってきている。私達も本当に色んな新しいものが入ってくるのに、なかなか追いついていけない部分もありますが、児童・生徒に近い若い先生方を中心に、若者が新たな文化を取り入れていくことを早くキャッチして、次々と追いかけっこしているわけです。子供達が次々に起こす色々な生徒指導上の問題等について対応しています。教育現場としては、一生懸命やっていると思っています。今、本当にこの議論の中で考えていたのが、やはりそもそも自分自身を大事にしないといけないという、広い意味では人権教育ともいいますけれども、そういうことを大阪は特に教育現場としては一生懸命やっているんです。

例えば、薬物乱用防止教育などはそういうことと繋がっていると思うのですが、これはそのようなネーミングがついていて文科省も厚労省も一緒にやっている、そういうネーミングをつけた方がいいかもしれないですね。どうしても、この性の問題というのが保護者の監督範囲であるというような認識とか、プライベートなことなので、なかなか大勢の前で言いにくいというか、さっき1軍、2軍の話もでましたけれど、一部の生徒だけと言いますか、生徒達の間にも差があるのではないかと思っています。先ほど、そうではなくて普通の家庭の生徒にも起こり得る話だとありましたが、認識としては、やはり保護者も教職員も一部の生徒だけの問題という認識がまだまだあると思いますので、プライベートな問題とか一部の人達の問題ということではなくて、それをもうちょっと現場のものにしていく必要があるのかなと思います。

そもそも、我々教育現場では青少年保護の観点からも、友達関係や恋人関係の中でも性的な画像を送ってしまったら、その後、何が起こるかわかりませんから、送信やSNS上に載せてしまう危険性をきっちりと教えているつもりです。だけどその子供達の気持ちの中では、例えば好きな人に言われたら送ってしまうというのは現状としてあるというのはすごくよくわかります。なので、そこのところをもう少し突っ込んで教育現場にのせていくためには、その辺りの一般常識といいますか、社会の認識そのものを変える方向に持っていかないといけないと思います。そのためには、○○防止教育というようなネーミングも必要なのかなと思いながら聞いていました。何かきっかけがあれば、教育を進めていくこともやりやすくなったりするのかなというふうに思いました。

委　員　　非常に重要なご指摘だと思います。どういうネーミングが適当なのでしょうかね。

委　員　　情報リテラシーだけの問題ではないと思います。やはり自分自身大切に思うという基本的なところですよね。それは私達も一生懸命やってきたのですが、こういう時代の中で自分が認められたいという承認欲求みたいなことがあるのでしょうか、子供達の中に。

委　員　　ありがとうございます。私も共感する部分です。やはり大阪はすごく人権問題に取組んできましたが、でもやっぱり問題は起こってしまいます。子供達の実態を知らないと的確な指導もできないので、実態調査は必要だと思います。学校現場でアンケートをとることはやはり厳しいものですか。

委　員　　保護者への対応や生徒の中でも知らない生徒もいるのに、わざわざ知らさなくてもよいとか、調査をすることで及ぼす影響も小さくないという判断だと思いますが、学校教育の共通の教育課題としては取組みにくい案件だとは思います。例えば薬物乱用防止教室なんかは、国の方で年2回実施しなさいとなっていますから、アンケート調査もしやすいというのが一つあります。そもそもは学校教育の教育課題に本当になり得るかといったときに、なかなかなり得ないのではないでしょうか。どこかから強制的に実施せよという方法が一番実効性ある。例えば、非行防止・被害防止教室の中にそういう観点をきっちり位置づけて、JKビジネスや自画撮りの問題もスマホ対策とあわせてセットにして教育・啓発していけばいいのではないかと思います。

委　員　　実態を調査するということは大事なことなので、それはスマホサミット等のイベントに紐づいた調査というよりは、定期的に組織として取り組まれるべき課題ではないかと思います。JKビジネスや自画撮り被害だけに特化するのではなく、広く一般的に青少年条例にかかわる実態把握といいますか、そういうものが必要だと思います。

委　員　そうですね。昨年度、大阪で実施したJKビジネスに関する意識アンケートによると、約４割の子がJKビジネスを危険ではないと思っている現状がありました。せっかく条例にも盛り込まれたので、今後は子供達の実態を把握するための調査を実施できればと思います。

委　員　どちらかというと保護者の立場からの意見になってしまいますが、先ほど来ありました、結局は保護者にも期待したいけれど期待できないという話もありましたが、やはり何かをすれば劇的に変わるという特効薬的なものはきっとないだろうと思います。保護者にも期待し、学校現場にも期待しというところで、それぞれが実効性あるものに取り組まなければならないと思います。やはり一方的に受動的に受けるような講義だと、我がこととして考えないだろうと思うので、スマホサミットのような子供主体で考える、子供からも発信するというものを例えば、学校の授業に組み込むとか、希望者や有志だけがやるようなものではなくて、今まで意識のなかった子供達も受けるような形でできればいいのではないでしょうか。

保護者に関しても、私はこういう形で関わらせていただいているので、この問題を強く意識してますが、周りの保護者はたぶん全然知らないという人ばかりだと思います。それは責めているわけではないですが、おそらく知るチャンスもないというのが現状だと思うので、そういう親にどういう形で周知していくのか。例えば保護者会などで議論できる場をつくるとか、ペーパー1枚で連絡袋と一緒に情報提供があっても多分読まないと思うので、そういう機会を利用して強制的に話ができる機会をどのような形で作っていくのか、難しいとは思いますが、そういう形作りが必要かなと思います。

委　員　　教育の方法という意味では、今、参加型で取組んでいます。保健の授業や特別活動、いわゆるホームルームでもそうです。ネットリテラシーの部分では携帯キャリアや警察の方に来ていただいたりして、こんな被害があるという話をしてもらっています。子供達に考えさせて、例えば性情報って色々と氾濫していますが、正しい性情報をどうやって選んだらいいかとか、こういうSNS上のやりとりはいじめになるよねとか、こんな写真を送ってしまったら一生消えないよとか、そういうことをグループごとに考えさせる取組もやっています。そういう場面を参観の日にあてるというようなことも小学校からやっていると思います。

考えられることは全てやっていて、それは教科書にも勿論書いてあるし、文科省もやりなさいと言ってますので、保健の授業にも特別活動の授業でも道徳的なところでこのように実施すべしとか、自分は大切な存在であるとか、多様性の色んな違う人を尊重しないといけないという人権の部分とか、男女間の尊重とかいうようなことも色んな部分に本当に組み込まれていて、保健だけではなく家庭科とか道徳とか特別活動とか、日々の色んなところでやっています。例えば、先ほどの薬物乱用防止教育は防止教室を年1回か2回は必ずやらないといけないということになっています。そのように色々な事でやらないといけないことが多くて本当に課題もたくさんあるので、正直言って時間がいっぱいいっぱいというのがあります。そこに何らかの形で新たな事をやろうと思えば、強制的に実施するよう、それこそ国からの指示でやるというような事が一番やりやすいと思います。ただ、時間は限られていますので、現状でしている何かの時間を削らないといけないですが。

委　員　　教育となると、なぜ教育現場ばかりに依存するのかと思って、今聞いておりました。こういうことに関わる子供達というのは自分だけは大丈夫と思っている。やっても自分は大丈夫だからと、どんどん繋がっていってしまうという部分があるとすれば、いろんな教育情報として入ってくるものは理解したとしても、自分には繋がらない、関係ないと思ってしまうことが多いのだろうと思います。

一つは、例えば、裸の画像が拡散していくという事についての相談がネット上には結構あるし、又は、そういう事を要求したけれどもこれは犯罪になるのかという男性側からの相談があったりする。要するに、そういう現場でどう教育を広げていくか、どういう実態を知らしめていくかというような事が効果的ではないかと思います。その人達が興味を引くような形で現状をどう伝えていくか、それは統計値の数字だけではなくて、こうしたらこういう事になってしまったという具体的な事例の情報提供を子供達に直接、伝わるような形で出来ないのかなと思います。

もう一つは相談、やはり不安になってどこかに相談するのでしょうが、警察に相談しなさいとか、こういう場合は気を付けた方がいいですよという回答だけでは全然結果に繋がらないわけで、具体的な削除の方法とか削除依頼の手続きなどという具体的な回答が必要なのだろうと思います。その辺はいわゆる相談機関だけではなかなか難しいと思いますので、技術的な知識やノウハウをもつ事業者や業界の自主規制団体と連携して具体的な対応をしていくことが必要ではないかと思います。

委　員　例えば、薬物乱用と言うとどう考えても学校の教育課題とは程遠いネーミングですよね。1980年代に中学校現場がかなり荒れて、その後、シンナーが蔓延して高いビルから飛び降りる子が何人か出たという、そういう経過から生まれてきた取組なのです。何かが起きたときに最終的に学校教育頑張れというのが日本の戦後教育の流れのようなものがあって期待されているところがたいへん大きいですよね。そういう意味では、JKビジネスとか自画撮りなどと特化した問題で教育現場に入ろうとするのではなくて、あくまでもSNSをどのように活用していくか、その中で派生していく問題の延長線上に位置付けるのであれば、学校現場としてもうまく取り入れることが出来ると思います。若い20代の教師はとっつきやすい問題だと思いますので、情報リテラシーの中で、学校現場もよく言うのですが、「児童生徒を加害者にも被害者にもさせない」と。言うのであれば、しっかり取り組まないといけないので、そこは工夫が必要だと思います。アンケートもデータとしてやっぱり必要だと思うので、社会教育としても青少年教育としても。そういう意味ではうまく学校現場に取り入れてもらえるよう工夫していくことが必要だと思います。

委　員　あともう一つあるのは、教育という意味で言えば、なぜこれをしたら駄目なのかということを勿論教えないといけない、法律に引っかかるから駄目と言うだけではいけない。どうしてこれをやったら駄目なのかという事を教えることと併せて、背景を知らないといけない。その子が何故、こういう事をするのかということに立ち返らないと予防はできないと思います。そういう意味で一生懸命やっていますが、なかなか時代の変化についていけない部分もあるのかなという気がします。

委　員　皆さん、ありがとうございました。今日は大変有意義な議論が出来たと思います。ちょっとまとめてみましたが、確信犯か外野か比率はわからないけれども、子供主体の取組、縦とかナナメとかの関係を活用した取組が重要ということ、それからネーミングが非常に重要で、教育課題の中でどう位置づけていくかを私達もしっかりと考えていかないといけないということが心に残りました。

性教育を小学校4年生からやっていて、情報教育も10年前からやっていて、何故だめなのかをしっかり教えて、その行動ややってしまう背景を私達は知りながら、ではどうしていけばいいのかという次に向かっていく必要がある。これ駄目なのは皆わかってきた、わかってきたし、色んなところでやってきた、でもやっぱり続いていくということは、その背景があるのではないか。これは私も非常に心に残りました。

特効薬はないが、そうは言っても保護者にも学校にも期待したいし、でも学校も保護者も知る機会があまりないので、情報提供をしっかりしていかなければいけないというご意見もありました。その中でも実効性のある取組としては、子供達自身の取組、子供中心の発信であるとか、アンケート類にしてもネーミングや学校が受け入れやすい形を考えながらやっていけばいいのではないかというご意見がありました。

私は、色々な自治体や学校と一緒にネットリテラシーの問題に取組んでいますが、ほとんどの場合が何か事件が起きてから一生懸命取り組むのですが、被害が起きてからでは遅いので、被害に遭わせないために、私達はどうしていけばいいのかを考えないといけないと思います。この議論の続きはまた次回にさせていただくとして、進行を部会長にお返しします。

部会長　　はい、大変貴重なご議論いただきありがとうございました。この問題というは本当に難しくて根深い問題があると思いますけれども、私個人の意見としては青少年の健全育成のために、保護者を含めて大人がどのように関わるべきかという、ここが一番根本になってくるのではないかという気がします。ご承知のように子供の権利条約では子どもの主体性とか子供の人権とかそういうものを尊重しなさいという趣旨の条約ですし、そういう中で、特に保護者がどのように子供の自主性に関わっていくかという、そのあたりが一番難しい問題になってくるのではないかと思います。今日は色々有益なご意見をいただきましたけど次回引き続いてですね、そういう観点もご議論をいただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。これで進行を事務局の方にお返ししたいと思います。

事務局　長時間にわたってご議論いただき有難うございました。（閉会）